

第19回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年7月12日(木)午後1時30分～午後3時40分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

鏡隆千代, 石原直樹, 伊藤光子, 小松弘子, 佐々木博子, 佐々木有紀, 立花
恵一, 田中伸一, 平野大輔, 福士利博

(ゲストスピーカー)

秋田弁護士会所属河合基裕弁護士

(説明者)

星和伸民事首席書記官, 品川幸樹刑事首席書記官, 八巻孝総務課長

(事務局)

星和伸民事首席書記官, 品川幸樹刑事首席書記官, 長沼忠雄事務局次長, 八
巻孝総務課長, 武藤哲仁総務課庶務係長, 阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 新任委員の紹介及び挨拶

(3) 委員長選任

地方裁判所委員会規則6条1項により, 委員長として石原直樹委員が選任
された。

(4) 委員長挨拶

(5) 職務代理者の指名

地方裁判所委員会規則6条3項により, 委員長の職務代理者として福士利
博委員が指名された。

(6) 協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況」

(ア) 基調説明

品川刑事首席書記官が「裁判員裁判の実施状況」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の 1 のとおり

イ 議題「裁判員制度について」

(ア) 基調説明等

八巻総務課長が「裁判員制度の現状及び裁判員経験者との意見交換会」について説明し、河合弁護士、平野委員及び福士委員から意見交換会について感想が述べられた。

(イ) 意見交換

別紙の 2 のとおり

ウ 議題「地域の人々は、どのような裁判所を期待しているか」

(ア) 趣旨説明

田中委員が提案趣旨について説明した。

(イ) 基調説明

八巻総務課長が「平成 24 年度の秋田地方・家庭裁判所の広報」について説明した。

(ウ) 意見交換

別紙の 3 のとおり

(7) 次回開催日時・議題

追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局、 はゲストスピーカーの発言)

1 裁判員裁判の実施状況(議事概要4の(6)のアの(イ))

今回の裁判員裁判においては、裁判員等の選任期日と公判期日を別の日にし、評議室の座席の配列も従来と変えたが、今後、この方式を固定することではなく、法曹三者の意見を聴いているいろいろ試行していきたいと考えている。

今回の裁判員裁判において出頭した裁判員候補者の方から、別室で抽選をしたため不透明な感じがあり、目の前で抽選してほしいという意見を聞いた。裁判員候補者の中から裁判員を選任する際、待合室とは別の部屋で抽選を行ったのはどのような理由からか。

別室で行う理由としては、一般的に、候補者にプライベートな内容に関する個別質問をすることがあること、また訴訟当事者が理由を付さないで不選任の申し出をすることができることの事情があり、他の候補者がいる前で選任を行うのは相当でないとの配慮から抽選を別室で行っている。

抽選の場には、検察官、弁護士及び裁判官が立ち会い、事務方がパソコンにデータを入力して抽選している。今後、候補者に対して、抽選方法を説明することについて検討したい。

今回、選任期日と公判期日を分けたことは良かったと思う。全国的な傾向はどうなっているのか。

全国的な傾向は分からない。他庁の例であるが、多忙な人の中には選任手続に続けて公判をやってほしいという人がいる。また、選任期日と別の日から公判を始めると、判決日が翌週の月曜にずれ込んでしまう場合もある。そして、金曜日に選任手続を行い、翌週の月曜日から公判をする運用もある。あるいは、1週間前に選任手続を行い、仕事の調整をする時間を取ってから公判を始める運用もある。現在、いろいろなやり方がなされており、望まし

いやり方が確定しているということではなく、試行を重ねていると認識している。今回の裁判員裁判については、選任期日と公判期日を分け、なおかつ、十分な評議時間を確保して週末には判決宣告ができるという見込みが立ったので、選任期日と公判期日を分けて実施した。

今回、候補者80人を選定し、そのうち30人を呼び出し、結局23人が選任期日に出頭したということであるが、不出頭の7人からは不出頭の理由を聞いたのか。全国的には、不出頭の割合はどうなっているのか。

裁判所は、不出頭の方から事後に連絡を受けていない。不出頭の方については、おおよそ事前質問票も提出されなかった。

全国的に見ても、不出頭の割合については、同様な傾向にあると思う。不出頭の方からは、事前質問票も提出されない状況である。

呼出に応じない不出頭の候補者について、不出頭の理由を調べることが制度見直しの際の検討材料になるのではないか。

正当な理由がない不出頭者に対しては罰則を科せることが定められているが、秋田地裁では、今までは罰則が科された例はない。今回は、30人を呼び出して7人が不出頭であった。

当職の経験では、不出頭者は従前からこの程度の割合である。候補者の中には、事前質問票の提出が遅れたり、選任手続期日ぎりぎりに提出したりする方がいる。その中には、仕事の調整などでぎりぎりになる方もいる。

今後、多くの人が裁判員を経験するようになる。20年後、30年後、裁判所の呼出に応じなくても特別問題がないという雰囲気は社会に広がっていかないか。不出頭者に対しては、きちんと対応していくことが必要と考える。

2 裁判員制度について（議事概要4の（6）のイの（イ））

実際の裁判員裁判の評議の場では、裁判員の方は質問されるのか。

活発に質問される。裁判官からきっかけを作ることもある。裁判員が積極的に質問してくることも結構多い。

一般の方には、弁護士がなぜ被告人を弁護するのか疑問を持つ方がいる。一般の方に対して説明することが求められていると思う。

弁護人の主張が分かりにくいという人もいる。その理由は、早口なためか、専門的なためか、弁護すること自体のことなのかははっきりしないが、弁護人としては、話していることが裁判員に伝わらなければいけないと思っている。

裁判員裁判が始まったことで、裁判員裁判ではない通常の裁判にその影響が出ているのか、感想を伺いたい。

裁判員裁判では、法廷で見て聞いて分かる裁判を目指している。それまでされてきた裁判は、書面中心主義で、法律上例外的なものが常態化してきていた。裁判員裁判は、大きく見ると、法廷で証拠により心証を得るという原点に戻ったということである。裁判員裁判ではない裁判についてはどうかということは、裁判官の中で議論が始まって間がないのでまだ方向性が定まっていけないものの、当職としては、法廷で証拠に基づき直接心証を取るという方向に向かっているという印象を持っている。

他の弁護士のことは分からないが、当職としては、裁判員裁判ではない裁判については従来どおりやっていく。裁判員裁判と同様にやっていくのが理想と思うが、準備が大変であること、裁判員裁判と同様な準備をすることとなると手が回らなくなることなどの事情がある。

現時点で、検察庁の中で議論したことはない。個人的には、裁判員裁判ではない裁判について従来どおりやっていけばよいかということそうではないと感じているが、検討課題は多い。

裁判員裁判をやるようになってから、検察官の方針が変わってきていると思われる。公判廷に提出される証拠について、かなり厳選してきているような傾向が見られ、争点の確定と証拠の厳選という公判前整理手続の目的が裁判員裁判ではない裁判にも浸透してきているという感じを持っている。同様な認識を持っている裁判官もおられる。少しずつそういう兆しがあるような印象を持っている。

裁判員に支払われる旅費や日当はどうなっているのか。

法律の規定に基づき、住居から裁判所までの距離等に応じた旅費や宿泊料、執務した時間に応じた日当が支払われることになっている。

3 地域の人々は、どのような裁判所を期待しているか（議事概要4の（6）のウの（ウ））

（1）委員個人又は家族等に法的紛争が発生した場合、裁判手続等を利用して解決しようとするか。仮に、裁判手続の利用は躊躇するとした場合、その理由は何か。

自分自身に降りかかった問題については、程度により裁判所で白黒はっきりさせることが必要なときもあるが、軽微な場合には、相手の対応に応じてそれ相応の手続を採る。当職は、消費生活相談や被害者支援制度に関わってきたところであるが、住民の皆さんは穏便に済むものなら済ませたいと考えている。中には裁判を考える人もおり、そういう人には弁護士や司法書士に相談に行くように勧めている。裁判手続を躊躇する理由としては、お金や時間がかかることだと思う。思い詰めれば裁判をするということもあるかなと思う。

知人の家族がスキー場で怪我をさせられ、一か月ほど入院したが、退院後、加害者の対応が悪く、警察や法テラスに相談に行ったものの、結局裁判所までは相談に行かなかった。このケースでは、幸い保険金が支払われたので、白黒をはっきりさせるために裁判所には行かなかったということである。裁判所は敷居が高いという感覚があったようである。

何か問題があったときに、すぐ裁判所に行くことはない。まず、弁護士、警察、相談センターなどに行き、最終的な解決をするために裁判所に行くということであろう。

裁判所では、手続案内を行っており、裁判所の手続については説明している。しかし、裁判をやった方がよいのか、相手から請求に係る金銭を取れるのかというような質問には、裁判には相手方がいることから、お答えできな

い。

裁判を起こした方がよいかどうかは、裁判所に聞いても答えられないと思う。そのようなときには弁護士や法テラスに行って相談していただければよい。

裁判費用に比べ、弁護士費用は高い。最近では、弁護士費用を賄うため弁護士保険というものもあるが、あまり周知されていない。弁護士は、裁判所と一般人を結びつける役割を担っている。

(2) 身近な裁判所とするために、裁判所はどのような広報をなすべきか。

秋田市内の小中学校から職場体験として弁護士事務所に来るが、裁判所の広報活動として、職場体験を引き受けるというのはどうか。

中学生の体験学習の一環として実施している裁判所の法廷見学や説明会には、多くの中学生が参加している。昨年1年間では、200人近くの中学生が参加している。

以前、ある団体の会合において、秋田弁護士会の女性弁護士にハーグ条約に関して講義をしていただいたことがあり、一般の人に関心を持つようになった。裁判所においても、一般人が関心を持つようなことについて出前講義するような広報活動をしてはどうか。

特定の法律問題や条約に関する説明や出前講義については、裁判所よりも弁護士会が適当と考える。